

令和2年3月2日

生徒の皆さんへ

東舞鶴高校浮島分校

1 臨時休業期間について

3月2日（月）はLHR終了後、完全下校とする。

3月3日（火）から3月13日（金）までの間を臨時休業とする。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により臨時休業の終了日を変更することがある。原則として、臨時休業期間中の登校を控えること。

2 臨時休業期間中の生活について

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるということを理解し、仕事以外は不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすようにすること。
- (2) 手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）、基本的な感染対策を行うと共に、毎朝の検温など、健康観察に努めること。
- (3) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、地域の保健所または専用相談窓口（075-414-4726）へ相談するとともに、学校へも連絡すること。
- (4) その他、何か相談したいことや報告すべきことなどが生じたときは、速やかに学校へ連絡すること。

3 臨時休業期間中の家庭学習について

- (1) 3月13日（金）に臨時休業が終了した場合には、学年末考査を3月16日（月）以降に実施する見込みである。学年末考査が実施されることを前提に、指示された学習内容や必要と考えられる内容を、各自で自学自習をすること。
最終的な考査の有無・考査日程等の情報は、後日、個別に連絡する。
- (2) 臨時休業が延長された場合には、考査を実施せず、平素の評価材料に基づき評価・評定を行うこともあり得る。
- (3) 進級、進学等に関わってやむを得ず指導が必要な事情が生じた場合に、学校から個別に電話等で連絡をし、感染防止措置を行った上で、少人数や個別の指導を行うことがある。今回の臨時休業に伴う履修認定及び単位の修得認定に当たっては、弾力的に対処し、進級等に不利益が生じないように配慮することとする。

4 3月・4月の予定（部活動等を含む）について

- (1) 状況次第で、学年末休業期間（春休み）を短縮することもあり得る。
- (2) 予定されていた部活動等の大会や発表会などについて変更もあり得る。

5 各種証明書の発行について

証明書等が必要な場合は、事前に学校事務室へ電話をすること。
時間は、平日の13時から21時30分まで。